

毎週火、金曜日発行（但休日）、土曜日は翌日（昭和四年四月十五日第三種郵便物）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 狩猟法施行細則の一部改正
- ◇告示 保安林の解除予定  
豚コレラ予防注射の実施
- ◇正誤 昭和三十一年三月鳥取県規則第十二号中訂正

## 規則

狩猟法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年三月二十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

### 鳥取県規則第十六号

狩猟法施行細則の一部を改正する規則

狩猟法施行細則（昭和二十五年十月鳥取県規則第八十一

号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「農林大臣又は」を削り「知事に提出する書類は、」の下に「二通とし、」を加える。

第二条第二項を削る。

第三条の見出し中「狩猟免許」の下に「又は狩猟登録」を加える。

第三条中「狩猟免許」の下に「又は狩猟登録」を、「乙種狩猟免許」の下に「又は狩猟登録」を加え「猟用」を削る。

第九条を次のように改める。

（狩猟の報告）

第九条 規則第十四条第二項の規定による報告は、狩猟免状又は狩猟登録票の下付を受けた者にあつては、狩猟免状又は狩猟登録票の裏面（鳥獣捕獲報告欄）に記載するものとし、鳥獣捕獲許可証の下付を受けた者にあつては、別記第一号様式によるものとする。

第十条の見出しを次のように改める。

（狩猟免状等の再下付）

第十条中「狩猟免許状等」を「狩猟免許状等」に、「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改める。  
 第十一条中「狩猟免許状等」を「狩猟免許状等」に、「旧狩猟免許状等」を「旧狩猟免許状等」に改める。  
 第十二条を次のように改める。

(鳥獣保護区の図面)

第十二条 規則第二十一条の規定によつて添付する鳥獣保護区の位置を示す図面は、別記第三号様式とする。

第十三条中「別記第五号、第六号様式」を「別記第四号様式及び別記第五号様式」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

2 前項第二号の図面は、別記第三号様式に準じなければならぬ。

第二号様式中「農林大臣(県知事)殿」を「県知事殿」に改め、同様式を第一号様式とする。

第三号様式を第二号様式とする。

第四号様式中「規則第十七条第一項による鳥獣保護の区域及び位置を示す図面」を削り、同様式を第三号様式とする。

とする。  
 第五号様式中「農林大臣(県知事)殿」を「県知事殿」に改め、同様式を第四号様式とする。  
 第六号様式を第五号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条に基く、同法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第二条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから、同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十一年三月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

所 在 場 所	全 面 積	解除予定面積	指定の目的	所有者	申請者氏名
市郡一町村一大字一字一地番	台帳一見込	台帳一見込	解除の理由	氏名	
倉吉 打吹山 三、四四五ノ一	町 一五二七五 一五二二六	町 四八二 四八二	風致の保存	倉吉市	倉吉市長 早川忠篤
			公益上の理由		

施業要件 単木選伐法

鳥取県告示百十六号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、豚の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十一年三月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。但し生後四十日以内及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月 六日	西伯郡旧夜見村	同上
" 九日	旧彦名村	"
" 一〇日	旧富益村	"
" 一一日	旧彦名村	"
" " "	旧大篠津村	"
" " "	旧上道村	"
" " "	旧境町	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

二八日	二七日	二六日	二五日	二四日	二三日	二〇日	一九日	一七日	一六日	一二日
米子市車尾 陰福栄田	米子市福生、加毛 旧成美村、旧尚徳 村、旧五千石村	旧渡村	旧外江町	旧外江町 旧渡村	旧余子村	旧中浜村	旧中浜村 旧余子村	旧崎津村	旧和田村	旧和田村 旧崎津村
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

正 誤

昭和三十一年三月十六日鳥取県規則第十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正

八 下 一 五 一 生活保護法との関係

一 生活保護法との関係

未帰還者留守  
中家族等援護  
法との関係

發 行 所 縣 印

刷 所 縣 印

發 行 所 縣 印

刷 所 縣 印

發 行 所 縣 印

刷 所 縣 印